

消費税率引上げに伴う労災診療費の改定について

1 概要

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上がることに伴い、健康保険において、初診料、再診料、入院基本料等の診療報酬点数が引き上げられた。これは、診療報酬は非課税であることから、医療機関が設備や医薬品などの仕入時に負担した消費税が補填できるよう一部の診療報酬を引き上げたものである。

これを踏まえ、労災診療費の算定においても、改定後の健康保険の診療報酬点数を用いて算出(※1)することとし、健康保険で改定が行われた項目(※2)のうち労災診療費算定基準で独自に金額を定めている「初診料」及び「再診料」については、引き上げを行ったもの。

※1 労災診療費の算定は、原則、健康保険の診療報酬点数表の診療報酬点数に、労災診療単価(1点12円)を乗じて行うものとしている。ただし、労災医療の特殊性等を考慮する必要がある項目については、独自に金額または点数等を定める取扱いとしている。

※2 健康保険の診療報酬点数表のうち、消費税率の引上げに伴い改定が行われた項目

- ①初診料 ②再診料 ③入院基本料 ④特定入院料
- ⑤短期滞在手術等基本料 ⑥医学管理等(小児科外来診療料等)
- ⑦在宅患者診療・指導料

2 改定額

○初診料 3,820円(3,760円から60円引上げ) ※健康保険は6点引上げ

○再診料 1,400円(1,390円から10円引上げ) ※健康保険は1点引上げ